

## 栗東市庁舎等有料広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栗東市の庁舎等の公用財産（以下、「市庁舎等」という）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載及び広告事業者の基準)

第2条 市庁舎等に掲載できる広告及び広告事業者は、市として品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えないよう中立性が確保できるものとするため、栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項に掲げる掲載基準及び第2項に掲げる事業者の基準のいずれにも該当しないものに限る。

### (広告施設の位置等)

第3条 広告施設の位置、掲載する広告の規格及び広告掲載の期間は、市長が別に定める。

### (使用料)

第4条 広告掲載のために公用財産の使用に係る行政財産使用料（以下「使用料」という。）は、広告面積、広告掲載場所等を勘案し、栗東市行政財産使用料条例施行規則第2条第1項により定めた使用料を徴収する。  
2 使用者は、使用の許可の際に、その使用料を納付しなければならない。  
但し、特別の理由があるときは、当該年度に属する分につき、同年度内において期日を定め、分割して納付することができる。

### (広告の申込み)

第5条 市庁舎等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、栗東市庁舎等広告掲載申込書（様式第1号）に、誓約書（様式第1号の2）および掲載しようとする原稿（完全な原稿、電子データ等をいう。以下同じ。）を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。  
2 毎年2月の市が指定する日から、次年度に掲載する広告の申込みを受け付ける。  
3 申込みの受け付けは執務時間内とする。ただし、受け付け初日は午前9時から午後5時15分までとする。  
4 広告の申込みは先着順により受け付ける。ただし、申込書が郵送により提出された場合は、到着日の午後5時15分に到着したものとみなす。  
5 前項本文の規定にかかわらず、広告の申込みが同時であった場合は、抽選により申込み順を決定する。  
6 入札又はプロポーザル方式（以下「入札等」とする。）による場合は、当該落札価格等により決定する。

### (広告掲載の審査・決定等)

第6条 市長は、前条第1項の栗東市庁舎等広告掲載申込書を受理したときは、栗東市有料広告掲載要綱第7条に規定する栗東市広告審査委員会にて掲載の可否を決定し、申込者に栗東市庁舎等広告掲載許可（不許可）通知書（様式第2号）により通知するものとする。  
2 市税を滞納している者の広告は掲載しないものとする。

### (広告原稿の作成)

第7条 広告内容および広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。  
2 広告原稿は、市長が指定する方法により申込者の負担で作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

### (使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、申込者の責めによらない事由によって、広告を掲載できなかったときは、既納の使用料を返還することができる。  
2 第1項の規定により返還する使用料には利子をつけない。

(掲載の取り消し)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告主への催告その他の手続きをすることなく、広告掲載の決定を取り消し、または、掲載した広告の削除、もしくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 第2条に規定する基準を満たさなくなったとき
- (2) 指定された期日までに使用料を納付しなかったとき
- (3) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) 市庁舎等への広告掲載内容が不相当であると判断したとき

2 前項の取消しにより、申込者に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復義務)

第10条 広告掲載の許可の期間が満了し、又は広告掲載の許可を取り消されたときは、広告事業者は、直ちに、広告又は広告を掲載する物件を撤去し、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、栗東市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 6年 2月 9日から施行する。